



平成 25 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名	ア ル ビ ス 株 式 会 社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 大 森 実 (コード番号：7475 名証第二部)
問 合 せ 先	常務取締役 管理本部長 池田 和男
T E L	0 7 6 6 - 5 6 - 7 2 2 3

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当社取締役および執行役員に対するストックオプションとして、新株予約権を割当てることを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社取締役および執行役員の業績向上および企業価値の増大に対する意欲を高め、ならびに当社取締役および執行役員の責任を明確化するため、ストックオプションとしての新株予約権を有償にて発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要項

##### (1) 新株予約権の名称

アルビス株式会社 第 5 回新株予約権

##### (2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社取締役 5 名

当社執行役員 2 名

##### (3) 新株予約権の総数

700 個

##### (4) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という）は、当初 1,000 株とする。

②新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 700,000 株とする。

③当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権の割当日において、外部の専門家がモンテカルロシミュレーションで算定した公正価額とする。

(6) 新株予約権の割当日

平成25年6月18日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値とする。

②前号の規定にかかわらず、下記(9)①の規定により新株予約権者が新株予約権を行使しなければならない行使価額は、新株予約権の割当日における終値に0.8を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式無償割当、分割または併合の比率}}$$

④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(8) 新株予約権の権利行使期間

平成25年6月19日から平成30年6月18日までの期間とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の行使期間中に、終値が新株予約権の割当日における終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）に0.5を乗じた価額以下となった場合、その時から3か月以内に、新株予約権者は、残存するすべての新株予約権を(7)②に定める行使価額で行使しなければならないものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降新株予約権を行使することができない。

- ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④前各号の他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする）、その余を資本準備金として計上する。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会で別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②前号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会および取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

以上